

福祉のまちづくり条例の事前届出について（お願い）

福岡県では、高齢者、障害者等をはじめすべての県民が社会、文化、経済などの活動に自らの意思で参加できるいきいきとした地域社会を築くことを目的に、平成10年から「福岡県福祉のまちづくり条例」を施行しております。

条例においては、新築等※1を行う「まちづくり施設」（下表参照）の所有者、管理者又占有者（以下「所有者等」という）は、整備基準※2に適合させなければなりません。また、「まちづくり施設」のうち、一定の規模の施設を「特定まちづくり施設」（下表参照）とし、その所有者等は工事着手30日前までに下記届出先へ届け出なければなりません。

「まちづくり施設」又は「特定まちづくり施設」の設計や工事に当たっては、条例の趣旨、内容をご理解のうえ、手続きをお願いします。

※1 新築等…新築、増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替、用途の変更

※2 整備基準…高齢者、障害者等が安全かつ快適にまちづくり施設を利用できるようにするための必要な基準手続きについて詳しくは下記のURLをご参照ください。

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukumati-tebiki.html>

まちづくり施設	特定まちづくり施設
社会福祉施設、官公庁、教育文化施設、公共輸送車両等施設 等	すべての施設
医療施設、娯楽施設、集会施設、展示場、宿泊施設、飲食・遊興施設 等	300m ² 以上の施設
百貨店等物品販売店舗、スポーツ施設、遊技施設、公衆浴場 等	1000m ² 以上の施設
共同住宅、事務所、工場 等	2000m ² 以上の施設

工事場所	届出先
北九州市内	北九州市 都市戦略局指導部 建築指導課
大牟田市内	大牟田市 都市整備部 建築住宅課
久留米市内	久留米市 都市建設部 建築指導課
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	那珂川市 土整備事務所 建築指導課
古賀市、糸島市、糟屋郡	福岡県 土整備事務所 建築指導課
中間市、遠賀郡、宗像市、福津市	北九州県 土整備事務所 建築指導課
直方市、宮若市、鞍手郡	直方市 土整備事務所 建築指導課
飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	飯塚市 土整備事務所 建築指導課
田川市、田川郡	田川市 土整備事務所 建築指導課
朝倉市、朝倉郡	朝倉市 土整備事務所 建築指導課
小郡市、うきは市、三井郡	久留米市 土整備事務所 建築指導課
柳川市、大川市、みやま市、三潴郡	南筑後市 土整備事務所 柳川支所 建築指導課
八女市、筑後市、八女郡	八女市 土整備事務所 建築指導課
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	京築市 土整備事務所 建築指導課

※ 福岡市域は、「福岡市福祉のまちづくり条例」による手続きで、窓口は福岡市となります。